

前橋市個人情報保護審査会条例の制定について（議案第121号）

情報政策課

1 制定の理由

前橋市個人情報保護条例の廃止に伴い、新たに前橋市個人情報保護審査会を設置するため、組織及び調査審議の手続等について定める。

2 主な内容

(1) 審査会が行う事務

ア 自己を本人とする保有個人情報の開示請求等に係る決定についての審査請求等があった場合に、調査審議を行う。

イ 特定個人情報保護評価に関する規則に規定する評価書（PIA）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、市に意見を述べる。

ウ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を市に述べる。

(2) 審査会の組織等

ア 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

イ 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

ウ 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(3) 罰則

委員（委員であった者も含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

令和5年4月1日